

○大倉公園つつじまつり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の青年団体（青年会議所・商工会議所青年部）並びに至学館大学及び人間環境大学との協働により、観光事業を推進することを目的として交付する、大倉公園つつじまつり交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付対象者)

第2条 この交付金の交付対象者は、大倉公園つつじまつり推進委員会とする。

(交付対象事業)

第3条 交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる目的で交付対象者が実施するものとする。

- (1) 地域資源の利活用
- (2) 文化芸術の振興
- (3) 次世代を担う人材の育成
- (4) 郷土愛の醸成
- (5) まちの緑化及び緑の育成愛護
- (6) 市民憲章の普及
- (7) ふれあいの場の確保
- (8) その他目的達成に必要なこと。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、各年度予算の範囲内において交付する。

(交付金の交付手続等)

第6条 交付金の交付手続等については、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）の定めによるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象経費	細分類	内容
報償費	講師等謝礼	交付対象事業に係る指導者等への謝礼
	記念品等	交付対象事業の参加者への記念品等
需用費	消耗品費	交付対象事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	食糧費	交付対象事業を行うために直接必要とされる食糧費
	印刷製本費	交付対象事業で使用するちらし等の印刷製本に要する経費
役務費	通信費	郵送料、電話代等（交付対象事業のみに係る経費であることが明らかなもの）
	保険料	交付対象事業に係る賠償責任保険料
委託料		案内誘導、看板設置等に係る委託料
使用料及び賃借料		交付対象事業を行うために必要な場所等の使用料又は借上料
備品購入費		交付対象事業で使用する備品の購入費（当該事業のみで使用するものに限る。）